7割超の訪問介護事業所が経営悪化
引き下げ撤回を訴え県と懇談

県保険医協会が加盟する、長野県社会保障推進協議会（以下社保協）では、2024年度介護報酬改定での訪問介護の基本報酬引き下げを受け、県内482カ所の介護事業所に対しアンケートを実施し、213事業所（回収率44.2%）から回答があった。

5月31日、社保協は県の介護支援課と懇談を行い、アンケート結果を提出するとともに、訪問介護報酬の引き下げ撤回を国に要望するよう求めた。

介護支援課（右）と懇談

懇談冒頭で社保協の藤本事務局長からアンケートについて説明が行われ、「介護報酬改定により経営状況はどう変わると思いますか」の問には59.2%が「悪化する」、14.6%が「事業継続が難しくなる」など、多くの訪問介護事業所が今次改定で悪影響が見込まれることを報告した。続いて、3名の介護従事者から「今回の基本報酬引き下げで、月4～5万円事業所の収益が減る見込み、光熱費などの高騰には対応できない」、「山間部では訪問も大変で、1軒1軒まわる労力が大きいが、対応しないと利用者さんが生活できない」と、介護現場の窮状が訴えられた。

県の今井介護支援課長は、「介護現場の生の声を聞けるのはありがたい。高齢者が2040年をピークに増え続け働き手も減るなか、報酬減額は介護サービス提供に支障をきたす。県としても事業所へ出向き話を聞くとともに、必要に応じて国へ改善を要望していきたい」と前向きな姿勢を示した。

記者会見でアンケート結果を報告

懇談同日には、県庁にて介護報酬アンケートに関する記者会見を行い、訪問介護事業所の現状を報告した。質疑応答では記者から、「実際に閉所する事業所はあるか」、「収益への影響は」など質問が投げかけられた。

社保協では、県内市町村の6月議会に訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回を求める意見書提出の採択を求める請願・陳情を行っている。アンケート結果は社保協ホームページで公開されている。

子ども医療費助成
8月に全77市町村で18歳を達成
すすめる会　総会開催

県保険医協会も団体加盟する福祉医療給付制度の改善をすすめる会（以下、すすめる会）は、5月26日、長野市内で総会及び記念講演（Web併用）を開催し、Webを含め47名が参加した。前半は、すすめる会会長の和田浩先生（健和会病院、小児科）による「いよいよ実現へ　子どもの医療費窓口完全無料化」と題した講演が行われ、後半は新年度の活動方針などの総会議事が行われた。

講演の冒頭、和田氏は昨年開催された日弁連の人権擁護大会で、「人権としての『医療へのアクセス』が保障される社会の実現を目指す決議」が採択されたことを紹介。また、子ども医療費助成の先進的な事例として、隣県の群馬県では県制度として18歳まで窓口完全無料だと述べた。

国による国保の減額調整（ペナルティ）廃止も後押しとなり、長野県内でも18歳まで窓口完全無料化の実現が手の届くところまで来ているとして、この間の運動の成果を強調した。一方で、これらは黙っていても実現できず、これからも、国・県・市町村への働きかけが重要だとした。また、障がい者の医療費助成では窓口無料化は進んでいないと指摘。障がい者の貧困は一層深刻であり、医療ニーズの高い人も多いため、医療にかかれることは基本的人権として保障されるべきとの視点で、障がい者の窓口無料化も含めた運動を継続する必要性を訴えた。

総会議事では、2023年度の活動報告として、長野県の子ども医療費助成制度（県制度）が今年4月より入・通院とも中学卒業までに改善されたこと、市町村では、今年の8月には中野市が18歳までに拡大予定で、8月には県内全ての77市町村で18歳までの医療費助成が実現し、窓口完全無料化も24市町村に拡大されることが報告された。

2024年度の活動方針としては、①国制度として子ども・障がい者の医療費助成制度の創設を求める、②県制度として18歳までの医療費完全窓口無料化と、精神・身体・知的障がい者への現物給付の拡大を求める、③各市町村に対して18歳までの窓口無料化を求めること等が確認された。役員改選では、県保険医協会からは前年に引き続き、宮沢裕夫会長がすすめる会副会長として選出された。

市民アクション in 信州
社会保障充実の政策を

6月2日、松本駅前広場で「今を変えよう　私たちの声で―くらし、平和、政治6・2市民アクションin信州」が開催され、県内から約700人が参加し岸田政権の退陣を訴えた。県保険医協会からは宮沢裕夫会長が呼びかけ人として参加した。

集会では又坂常人信州大学名誉教授が主催者あいさつの中で「裏金問題からもわかるように、岸田政権は自らの失態を招いた危機を適切に管理する能力がない。政権交代を実現してよりましな政治をつくろう」と呼びかけた。また、立憲民主党の杉尾秀哉参院議員と下条みつ衆院議員、日本共産党の武田良介前参院議員、社会民主党の大椿ゆうこ参院議員から連帯の挨拶や、参加者全員でプラカードを掲げてのアピールも行われた。

宮沢会長は閉会挨拶で「政府の社会保障責任は、いつでも、どこでも、誰でもが必要な医療や介護を受けられることを保障すること」とした上で、「平和なくして国民の命と健康を守る医療は提供できません。政府は福祉・医療費抑制政策を改め、社会保障を充実する政策に舵を切る必要があります。憲法の精神に基づき、いのちと暮らしを守り、社会保障を充実させる政策を掲げる政治が実現されるよう運動を推進したい」と述べた。

集会の最後に、「選挙に行くことがいかに身を守ることに繋がるのかを周りにいる選挙に行かない人に話してください。仲間を増やし、政権交代を実現させましょう」とするアピールを採択し、松本市内を「政治を変えよう、未来を変えよう」と声を上げながらパレード行進した。

プラカードを掲げてアピール

医科・歯科 共通

【6月新設】医療情報取得加算

今次診療報酬改定で、初診料の医療情報・システム基盤整備体制充実加算1・2が医療情報取得加算1・2に名称変更され、再診料と外来診療料に医療情報取得加算3・4が新設された。いずれも患者の診療情報を取得し活用すること等を算定要件とし、施設基準を満たせば厚生局への届出は不要で算定できる。

医療情報取得加算の施設基準（概要）

①レセプトのオンライン請求を行っている。
②オンライン資格確認を行う体制を有している。
③以下の事項について、医療機関の見やすい場所に掲示している。
・オンライン資格確認を行う体制を有している
・受診歴、薬剤情報、特定健診情報等必要な診療情報を取得・活用して診療を行う
④上記③の掲示事項について、2025年6月1日以降は、原則として、ウェブサイトにも掲載する。（自ら管理するホームページ等を有しない場合は④は不要）

医療情報取得加算の算定要件等

所定点数	加算点数	算定回数	主な算定要件	
初診料 歯科初診料	加算1 （3点）	月1回	「加算2」以外の場合で、患者の診療情報を取得した場合	取得した診療情報を診療に活用する
	加算2 （1点）		**オンライン資格確認**により患者の診療情報を取得等した場合又は他医療機関から患者の**診療情報の提供**を受けた場合	
再診料 外来診療料 歯科再診料	加算3 （2点）	3月に1回	「加算4」以外の場合で、患者の診療情報を取得した場合	
	加算4 （1点）		**オンライン資格確認**により患者の診療情報を取得等した場合又は他医療機関から患者の**診療情報の提供**を受けた場合	

≪算定上の注意点≫　➡ Q&Aは4面を参照
・初診時の問診票は、初診時の標準的な問診票の項目（医科：別紙様式54、歯科：別紙様式5）を参考としたものを使用する。
・再診時の医療情報取得加算3・4を算定する際は、他院における処方を含めた薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等により確認する。